

神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者  
外部評価委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川県立かながわ労働プラザ(以下「プラザ」という。)を管理運営する指定管理者候補を選定するに当たり、専門的立場からの評価や意見等を聴取することを目的として、「神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)」の設置及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 外部評価委員会の所掌事務は、プラザの指定管理者候補の選定に関する次の事項とする。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)から提出される申請書類の審査及び評価に関すること。
- (2) その他、プラザの指定管理者候補の選定に関し労働部長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 外部評価委員会は、学識経験者等から労働部長が選任した者をもって構成する。

(座長)

第4条 外部評価委員会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、外部評価委員会の会務を総理する。

(会議)

第5条 外部評価委員会は、座長が招集する。

- 2 外部評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 外部評価委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、労働部長から選任された日からプラザに係る指定管理者が指定される日までとする。

(委員の責務)

第7条 委員は、選定基準に基づき、公正、公平に審査を行うものとし、原則として、申請書類に盛り込まれたすべての事項の審査及び評価を行わなければならない。

(禁止事項)

第8条 委員は、直接間接を問わず、外部評価委員会における審査等を除き、プラザの指定管理者の申請に関与してはならない。また、委員が当該事案に関する申請に関与したことが判明したときは、外部評価委員会は、委員が関与した申請者を選考対象外とする。

- 2 委員は、外部評価委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、神奈川県及び外部評価委員会が公表した情報については、この限りではない。

( 会議の公開 )

第 9 条 附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱第 6 条の規定により会議は公開とする。ただし、外部評価委員会が必要と認めた場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

( 評価結果の公表等 )

第 10 条 外部評価委員会における審査等の経過及び結果は、外部評価委員会の終了後、公表する。

- 2 外部評価委員会は、申請者の審査、評価の過程にかかる公正性、透明性を確保するため、外部評価委員会の議事録を整備するものとする。

( 事務局 )

第 11 条 外部評価委員会の庶務は、産業労働局労働部労政福祉課において行う。

( その他 )

第 12 条 この要綱の実施について必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の設置に伴い、神奈川県立かながわ労働プラザ指定管理者外部評価委員会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 17 日から施行する。